

第9回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要

2025年10月30日開催

2025年10月31日

第9回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）では、2025年7月に公表された「金融審議会『サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ』中間論点整理」で結論が出ていなかった、サステナビリティ情報の開示に関する論点及び保証に関する論点について議論が行われました。

具体的には、サステナビリティ情報の開示に関する論点として、時価総額1兆円未満5,000億円以上のプライム市場上場企業のSSBJ基準の適用義務化を2029年3月期からとすることや、第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長を行わないとする方向性、SSBJ基準適用対象企業の判断基準を過去5事業年度の末日の時価総額の平均値とすることなどについて議論されました。また、サステナビリティ情報の保証に関する論点として、第三者保証業務の実施者は監査法人に限定しないことや、保証業務実施者に求められる規律のあり方、サステナビリティ情報の保証の義務化対象ではない企業が保証を受ける場合などの「任意の保証」の取扱いについて議論されました。

前回（第8回）WGまでの議論の概要

■中間論点整理案及びロードマップ案の公表

2025年7月に、WGより「金融審議会『サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ』中間論点整理」（以下「中間論点整理」という）及び「サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という）（【図表1】【図表2】参照）（以下これらを併せて「中間論点整理等」という）が公表されました。中間論点整理等は、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の適用と第三者保証制度の導入に向けて、企業の予見可能性を高め準備期間を確保する観点から、それまでのWGの議論^{注1}の状況の中間論点整理として公表されました。

図表1 中間論点整理の概要

はじめに	1	(3) SSBJ 基準の適用状況等の開示	12
I. サステナビリティ情報の開示	2	(4) 見積り情報の訂正の要否の考え方	13
1. 我が国におけるサステナビリティ情報開示の状況	2	(5) 開示例の収集・公表	14
2. サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国際的な動向	2	(6) EDINET タクソノミの開発の方向性	14
(1) サステナビリティ情報の開示	2	6.有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方	15
(2) サステナビリティ情報の保証	3	(1) セーフハーバーの整備	15
3. 我が国におけるサステナビリティ開示基準	3	(2) 虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化に関するその他の制度整備	17
4. 我が国における SSBJ 基準の適用と第三者保証の導入に向けたロードマップ	4	II. サステナビリティ情報の第三者保証	19
(1) 適用対象企業	4	1. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の信頼性確保の必要性	19
(2) 適用開始時期	5	2. 第三者保証制度の導入に向けた検討	19
(3) 具体的なロードマップ	6	(1) 保証の範囲	19
(4) 経過措置としての二段階開示	8	(2) 保証の水準	20
5. SSBJ 基準の適用に伴う環境整備	10	(3) 保証の担い手	20
(1) 有価証券報告書の提出期限の延長	10	おわりに	23
(2) 海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示	10		

参考：金融庁ウェブサイト [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について](#) (2025年7月17日)

注1：WGでは、2024年3月以降、8回にわたり、SSBJ基準に準拠した情報開示を求めること、当該情報に関する第三者保証制度を導入することなどについて、審議を重ねてきました。また、第三者保証に関する専門的な論点については、別途、WGの下にサステナビリティ情報の保証に関する専門グループを設け、2025年2月以降4回の審議を行ってきました。

図表2 サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ

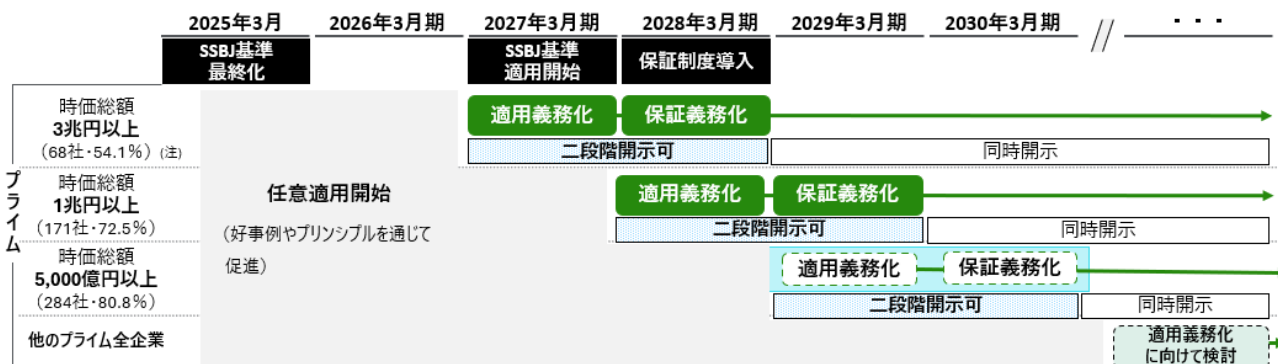
開示基準の適用

- プライム市場上場企業に、時価総額に応じてSSBJ基準に準拠した有報開示を義務付ける
- SSBJ基準の適用時期は、企業等の準備期間を考慮し以下を基本とする
 - 時価総額3兆円以上の企業 : 2027年3月期
 - 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業 : 2028年3月期
 - 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業 : 2029年3月期
- 上記のうちiii.の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討していく
 (注1) 時価総額5千億円未満の企業については、企業の開示状況や投資家ニーズ等を踏まえ、今後検討
 (注2) 時価総額の算定方法については、5事業年度末の平均値等を参考としつつ、年内に検討
- 経過措置としての二段階開示は、適用開始から2年間とする
- 有価証券報告書の提出期限の延長については、本WGで引き続き検討していく

保証

- 開示基準の適用義務化の翌年から保証を義務付け
- 保証水準は限定的保証
 (合理的保証への移行は検討しない)
- 保証範囲は当初2年間はScope1・2、ガバナンス並びにリスク管理
 (3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)
- 保証の担い手は本WGで年内に検討

□ : 今回事務局提案が示された箇所



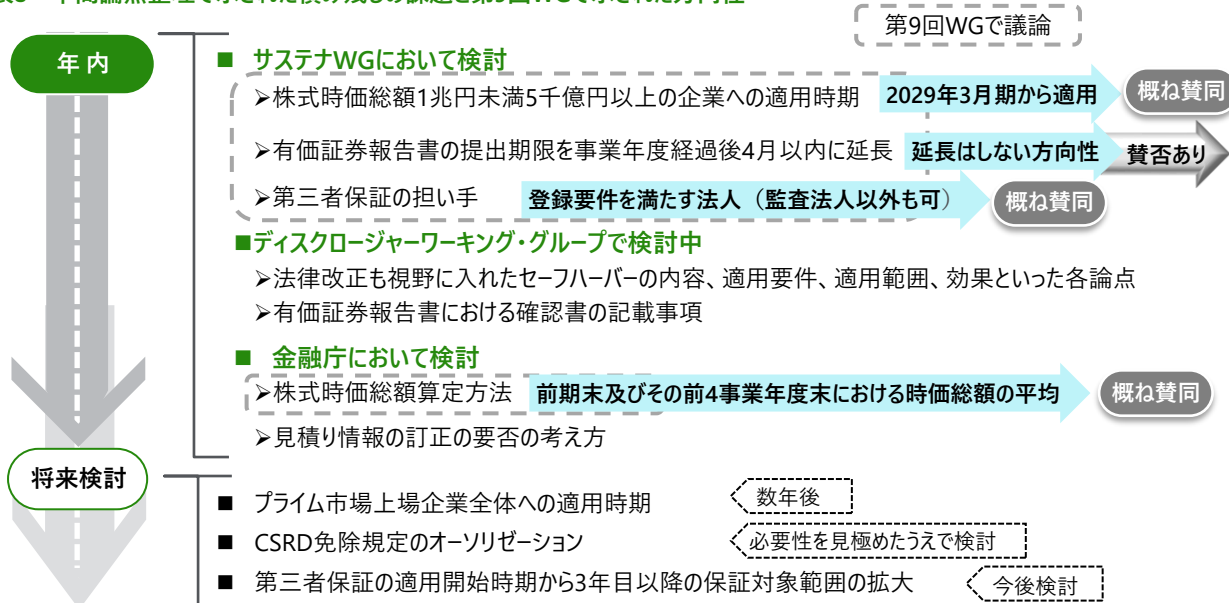
(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ (Bloomberg及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成)

参考: 金融庁ウェブサイト [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について](#) (2025年7月17日)で公表されたロードマップに、第9回WGの事務局提案部分を当法人にて一部加筆

第9回WGの議論の概要

中間論点整理等では、第8回WGまでに賛同が得られなかった論点については引き続き検討を行うこととされました（【図表3】参照）。第9回WGでは、中間論点整理で結論が出ていなかったサステナビリティ情報の開示に関する論点及び保証に関する論点に関する事務局からの提案について議論が行われました。

図表3 中間論点整理で示された積み残しの課題と第9回WGで示された方向性



参考: 金融庁ウェブサイト [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について](#) (2025年7月17日)

■サステナビリティ情報の開示に関する論点の検討

(1) ロードマップ（時価総額1兆円未満5,000億円以上のプライム市場上場企業のSSBJ基準適用開始時期）

中間論点整理等では、時価総額1兆円未満5,000億円以上のプライム市場上場企業のSSBJ基準の適用開始時期については、**2029年3月期からの適用**を基本としつつ、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討していく旨の考え方が示されました（中間論点整理Ⅰ.サステナビリティ情報の開示 4.我が国におけるSSBJ基準の適用と保証制度の導入に向けたロードマップ (3) 具体的なロードマップ）。

第9回WGでは、2025年7月の中間論点整理の公表以降、サステナビリティ情報についての国内外の動向に特段の変化がみられないことから、総論として当該ロードマップに基づいて進めること、また、**時価総額5,000億円以上1兆円未満のプライム市場上場企業のSSBJ基準の適用義務化を、2029年3月期からとする案**が事務局から示され、議論がされました。

委員からは、事務局案に概ね賛同が得られました。

(2) 第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長

中間論点整理では、第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長については、以下の観点
を踏まえつつ、引き続き検討していくとされました（中間論点整理Ⅰ.サステナビリティ情報の開示 5.SSBJ基準の導入に伴う
環境整備 (1)有価証券報告書の提出期限の延長）。

- これまでのWGの議論において、早期の情報開示を望む意見があったこと（特に財務情報の開示が遅れることに懸念あり）
- 当初2年間の保証の範囲を**Scope1・2、ガバナンス及びリスク管理に限定する方向**で検討されていること
- 欧州において比較的早期にCSRDに基づく情報開示が行われていること

（注）延長に関連する事項として、二段階開示について以下の方針が示されている

- **SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年の第三者保証の導入初年度の2年間は、新たな制度に対応するための準備期間と捉え、二段階開示の適用期間を当該2年間とすることが適当である**

第9回WGでは、SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年の第三者保証導入初年度の2年間は、経過措置として二段階開示を可能とする方針となることを踏まえて、**有価証券報告書の提出期限の延長は実施しない（現行通り事業年度終了後3月以内）**とする案が事務局から示され、議論がされました。

委員からは、事務局案に賛同する意見が多く示されました。欧州のCSRD wave1の開示時期、経過措置としての二段階開示や限定された保証範囲等を考慮すれば、提出期限を延長しなくても問題ないのではないかという意見が示された一方で、企業側の実務負担や二段階開示の実効性への懸念などから、有価証券報告書の提出期限の延長を行わないとの結論は慎重にすべきという意見も示されました。また、有価証券報告書の提出期限の延長について企業や保証業務実施者の負担を考慮し実態調査を要望する意見や、企業情報開示のあり方の観点から様々な検討（開示制度全体の合理化、株主総会前の有価証券報告書の開示、会社法と金融商品取引法の法定開示書類の一本化、議決権行使の基準日の変更による株主総会の後ろ倒しなど）が必要であるという意見なども複数の委員から示されました。

(3) SSBJ基準の適用対象企業の判断基準（過去5事業年度の末日の時価総額の平均値とする）

中間論点整理では、SSBJ基準の適用対象企業の判断基準について、時価総額の算定方法については、**5事業年度末の平均値等を参考**にしつつ、様々なケースにおいても的確に対応できるような株式時価総額の算定方法について、金融庁において検討を行うべきとされました（中間論点整理Ⅰ.サステナビリティ情報の開示 4.我が国におけるSSBJ基準の適用と保証制度の導入に向けたロードマップ (3) 具体的なロードマップ）。

第9回WGでは、5年平均時価総額の考え方を採用した場合の、SSBJ基準の適用対象企業と適用開始時期について、**前期末及びその前の4事業年度末における時価総額により5年平均時価総額を算出する案（【図表4】参照）**が事務局から示され、議論がされました。5年平均の対象となる事業年度について、直近の事業年度末を含めず前期末からとしたのは、直近の事業年度末を含めて平均を算出する場合、適用対象となるかどうか事業年度末日の直前まで判明しない場合も想定されるためです。2027年3月期が適用開始時期となるかどうかを判断するにあたっては、2022年3月期から2026年3月期の5事業年度末の時価総額の平均値を計算し、それが3兆円以上であれば、2027年3月期からSSBJ基準を適用するという考え方が示されました。

図表4 5年平均時価総額の考え方を採用した場合のSSBJ基準の適用対象企業と適用開始時期



適用対象企業

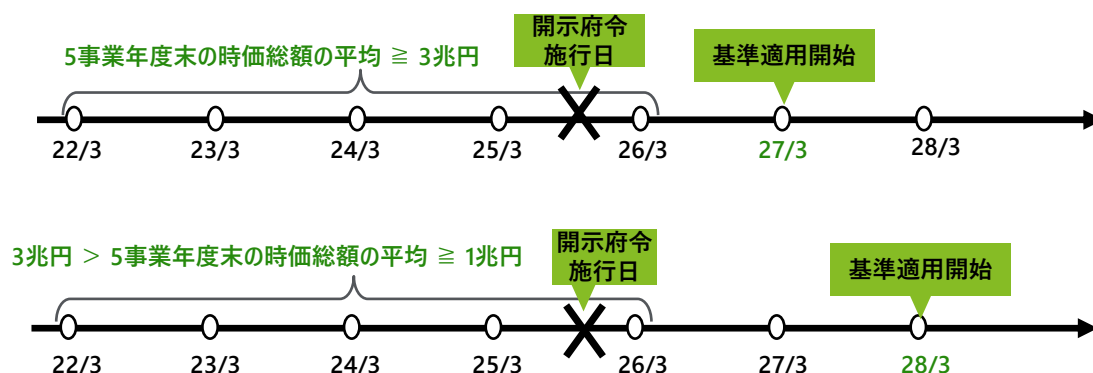
- プライム市場上場企業のうち、前期末及びその前4事業年度末における時価総額の平均（5年平均時価総額）が1兆円以上の企業とする
- 適用開始期の末日時点ではプライム市場に上場している必要がある。ただし、過去5事業年度の末日において上場している市場は、時価総額の算定ができれば足りるため、プライム市場に限らないものとする



適用開始時期（3月決算企業の例）

- 2026年3月31日を基準として算定した5年平均時価総額が3兆円以上である企業については、2027年3月31日以後に終了する事業年度の有価証券報告書から適用する
 - 同様に、2026年3月31日を基準として算定した5年平均時価総額が3兆円未満1兆円以上の企業については、2028年3月31日以後に終了する事業年度の有価証券報告書から適用する
- （注1）経過措置の適用の判定に当たっても、過去5事業年度の末日において上場している市場は、プライム市場に限らない
（注2）1兆円未満5,000億円以上の企業への適用時期が2029年3月31日となるよう、制度対応を検討する

【適用開始時期のイメージ（3月決算企業）】



参考：金融庁ウェブサイト [第9回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年10月30日） P.9

委員からは、事務局案に概ね賛同する意見が示されました。なお、新規上場企業や他の市場からプライム市場への再上場の場合の取扱いについて委員から質問があり、事務局より、上場後5年待つべきとの考え方もあるが、上場時に既に1兆円を超えるケースもあると考えられるため、今後検討が必要との考え方が示されました。また、適用対象企業の継続性の観点から、いったん適用対象となった企業が、株式時価総額の変動により、その後時価総額基準を下回った場合の取扱いや免除要件などについても今後の検討課題との意見が示されました。

(4) SSBJ基準の適用義務付け等に関する制度的対応

中間論点整理では、SSBJ基準を金融商品取引法令に取り込み、同基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けるとされました（中間論点整理Ⅰ.サステナビリティ情報の開示 3.我が国におけるサステナビリティ開示基準）。

SSBJ基準の適用義務化は、2026年4月1日から開始する事業年度（2027年3月期）より、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業を対象として開始されます。開示に対応するための企業の準備期間を十分に確保する観点からは、当該事業年度が始まる前に制度的枠組を作ることが適当と考えられるため、その他の制度的対応が必要とされた事項も併せ、2026年1月中の公布・施行を目指し企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という）等を改正する（本年11月中には改正案のパブリックコメント手続を開始する）予定であることが事務局から示されました（【図表5】参照）。

図表5 SSBJ基準の適用義務付け等に関する制度的対応

SSBJ基準の適用の義務付け
■ サステナビリティ開示基準として、SSBJ基準を告示指定する ■ まずはパブリックコメントの時点で適用開始時期が確定している時価総額1兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、SSBJ基準適用を義務付ける (注1) 時価総額5,000億円以上1兆円未満の企業への適用については、本WGの最終とりまとめを踏まえて対応する ■ 適用開始時期は、2027年3月期を初年度として、時価総額の規模に応じて段階的に定める (注2) SSBJ基準の適用義務付けについては、開示府令改正後に法律事項に格上げすることも検討する
その他の改正事項
■ SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年における二段階開示 ■ SSBJ基準の適用状況（SSBJ基準の適用の有無等）、二段階開示等の経過措置の適用状況の開示 ■ 見積り情報の確定値が判明した際の翌期の半期報告書における自主的な開示 ■ 将来情報等に係る社内の開示手続き等に係る情報の開示 ■ Scope3GHG排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバーの整備（企業内容等開示ガイドライン改正） (注2) CSRD等に基づき海外で連結ベースのサステナビリティ開示を行った場合の臨時報告書における開示については、日本企業によるCSRDの適用開示時期が2028年3月期からとなることに鑑み、別のタイミングで改正を検討する また、CSRDにおけるEU子会社単体ベースでの開示義務の免除を受けるための要件を満たせるよう、暫定的な制度対応として、一定の保証業務の提供者を法令上指定する枠組みを整備することについては、必要性を見極め、引き続き検討する

参考：金融庁ウェブサイト [第9回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年10月30日） P.7

■サステナビリティ情報の保証に関する論点

(1) 保証業務の実施者や保証基準

サステナビリティ情報の保証業務の実施者については、国際的にみると監査法人が担い手となっている法域、あるいは監査法人に限定せず広く専門家が担い手（profession-agnostic）となっている法域があります。また、サステナビリティ保証に関する国際基準として開発されたISSA5000（国際サステナビリティ保証基準）やIESSA（サステナビリティ保証に関する国際倫理基準）は、監査法人だけでなくそれ以外の者も利用することが想定されており、保証業務を担う主体は各国の判断に任されています。

このような国際的な動向を踏まえ、これまでのWGでは、保証業務の担い手について、監査法人に限定すべきとの意見と、監査法人に限定すべきではないという意見など様々な意見が委員から示されたため、中間論点整理では保証業務の実施者については、本年中を目途にWGで結論を出すことが適当であるとされました（中間論点整理Ⅱ.サステナビリティ情報の保証 2. 第三者保証制度の導入に向けた検討 (3)保証の担い手）。

第9回WGでは、サステナビリティ保証に関する基本的な考え方が事務局より示され（【図表6】参照）、サステナビリティ情報の保証は、国際基準（保証基準（ISSA5000）、品質管理基準（ISQM1）、倫理・独立性基準（IESSA））と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとしたうえで、保証業務実施者を登録制とし（金融商品取引法の下で、監査法人・監査法人以外のいずれも要件を満たす場合は登録可能）、こうした基準に準拠した保証が提供される制度とするという案が示され、議論がされました。

図表6 サステナビリティ保証に関する基本的な考え方

- 我が国における第三者保証制度の検討にあたっては、将来、プライム市場上場企業全体へサステナビリティ保証が拡大される可能性も見据え、保証の信頼性を確保しつつ、将来にわたって十分な担い手を確保する制度設計とすることが必要である
そして、我が国資本市場の国際的な信頼を確保し、あわせてグローバルに活躍する我が国の企業の活動を損なわないようにする観点からは、我が国の第三者保証制度が国際基準を満たしていることが必要である
- このため、サステナビリティ保証は、国際基準（保証基準（ISSA5000）、品質管理基準（ISQM 1）、倫理・独立性基準（IESSA））と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとし、こうした保証を実施できる者を「担い手」とすることを制度設計の基本的な考え方とすることが適当である
- なお、サステナビリティ情報の開示・保証については、これまでも企業において任意の取組が見られるものの、開示・保証実務が確立されておらず、未だ発展途上にある
今後、SSBJ基準に基づくサステナビリティ情報の開示が開始され、開示・保証における実務の蓄積が期待されるため、こうした実務の蓄積を踏まえて、制度の詳細や運用を引き続き検討していくことが望ましい

参考：金融庁ウェブサイト 第9回WG資料1 事務局説明資料（2025年10月30日） P.12

委員からは、事務局案に概ね賛同する意見が示されました。

また、保証業務実施者が遵守すべきサステナビリティ保証基準、品質管理基準、倫理・独立性基準の定め方として、事務局より国際基準と整合的に策定していく案（【図表7】参照）が示され、議論がされました。具体的な基準及び実務の指針の策定については、いくつかの方法が考えられますが、事務局より3通りの方法（【図表8】参照）が示され、議論がされました。

図表7 サステナビリティ保証基準等の策定方法

監査基準・品質管理基準			監査における倫理・独立性		
【一般に公正妥当と認められる監査の基準】			法令	公認会計士法 金融商品取引法	秘密を守る義務、業務制限（ローテーションルール）等
基準	企業会計審議会	■ 監査基準 ■ 監査に関する品質管理基準 等	基準	企業会計審議会	監査基準 等
実務の指針	日本公認会計士協会	■ 監査基準報告書 ■ 品質管理基準報告書 等	自主規制	日本公認会計士協会	倫理規則 等

サステナビリティ保証基準・品質管理基準			サステナビリティに関する倫理・独立性		
【保証の基準】			法令・監督指針	金融商品取引法	■ 秘密を守る義務、業務制限（ローテーションルール）等 ■ 上記に関する監督指針 等
基準	企業会計審議会等（注）	■ サステナビリティ保証基準 ■ サステナビリティ保証に関する品質管理基準 ■ 上記に関する実務の指針 等	基準	企業会計審議会等（注）	サステナビリティ保証基準 等
実務の指針					

（注）基準及び実務の指針策定については、いくつかの方法が考えられる（【図表8】参照）

参考：金融庁ウェブサイト 第9回WG資料1 事務局説明資料（2025年10月30日） P.14

図表8 基準及び実務の指針の策定方法

- ① 金融庁において国際基準を我が国における保証に関する基準として指定する
 - ② 企業会計審議会において「基準」を策定し、金融庁において関係機関と連携のうえ「基準」に基づく実務の指針等を策定する
 - ③ 企業会計審議会において「基準」及び実務の指針を一体として策定する 等

参考：金融庁ウェブサイト 第9回WG資料1 事務局説明資料（2025年10月30日） P.14

委員からは、国際基準と整合的に策定していく事務局案に概ね賛同する意見が示されました。また、保証基準等の策定方法については、事務局案②の方法に賛同する意見が多く示されました。日本公認会計士協会で、国際基準と整合した保証基準や倫理規則の公開草案を既に公表しており、それらを実務の指針として活用すればよいという意見も示されました。一方で、②の場合、監査法人と監査法人以外で二重の指針にならないかなどの懸念があり、③の方法が望ましいとする意見も示されました

(2) サステナビリティ保証業務実施者の登録要件

サステナビリティ保証業務実施者に求められる体制整備は、**保証の質を確保できるよう国際基準を満たす必要がある**との前提で、第9回WGでは、登録要件として**人的体制**や、**品質管理体制**などが整備されていることを求める案（【図表9】参照）が事務局から示され、議論されました。また、これらの体制を整備し、品質管理のためのガバナンスを実効的なものとするため、保証業務実施者は「**法人**」であることとし、投資者保護の観点から一定の財産的基礎を求めることも事務局から示され（【図表9】参照）、議論がされました。さらに、これまでのWGにおいて、「業務執行責任者」の要件として公認会計士資格を求めるべきといった意見もありましたが、研修などを通じて必要な会計知識を取得する、あるいは必要に応じて外部専門家の知見を活用する方法も考えられるため、公認会計士資格を求めることまでは不要との考えが事務局より示されました。

図表9 サステナビリティ保証業務実施者の登録要件

体制	登録要件として求められる体制整備
人的体制	● サステナビリティ開示・保証に必要な専門的知識・経験及び能力を有する「業務執行責任者」が十分確保されていること ● 現行の実務経験者の知見を活用するなど、保証が実施できる十分な業務従事者が配置されていることなど
品質管理体制	● 保証業務実施者が業務の品質管理の状況を適切に評価する体制を整備するため、品質管理部門又は品質管理に主として従事する者が設置されていること ● 保証業務チームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価を実施する審査担当者が十分確保されていることなど
その他	● 上記の体制を整備し、品質管理のためのガバナンスを実効的なものとするため、保証業務実施者は「法人」であること ● 投資者保護の観点から、一定の資本金や出資金など財産的基礎を求めること

参考：金融庁ウェブサイト [第9回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年10月30日） P.19

委員からは、事務局案に概ね賛同する意見が示されました。

(3) サステナビリティ保証業務実施者の行為規制

サステナビリティ保証業務実施者に求められる義務及び業務制限等は、**保証の質を確保できるよう、国際基準を満たす必要がある**との前提で、第9回WGでは、以下のような行為規制（【図表10】参照）が事務局から提案され、議論がされました。

図表10 サステナビリティ保証業務実施者の行為規制

行為規制	保証業務実施者に求められる義務及び業務制限等
ローテーションルール	● （財務諸表監査の場合と同様、）同一の者が同一企業に対して長期間保証業務を実施することは、癒着や馴れ合いのおそれがあるため避けることが望ましいが、少なくとも、保証業務の責任者である業務執行責任者については、一定期間で同一企業に対する保証業務を外れること
非保証業務との同時提供禁止等	● 保証業務における利益相反を回避し、また利益相反の外観を呈しないよう、例えば、サステナビリティ情報の作成について助言を行った企業に対して保証業務を提供することや自らが出資する企業に対して保証業務を提供することといった一定の場合に、サステナビリティ保証業務実施者による保証業務の提供を禁止
守秘義務	● 保証業務を実施する過程において社外に周知することが予定されていない会社経営に関する秘密事項を知り得る立場にあることから、保証業務に関与する者に対して、正当な理由なく秘密情報を他人に漏らすことを禁止
その他	● 保証業務を通じて、企業による有価証券報告書において開示が求められるサステナビリティ情報の適正性の確保に影響を及ぼすようなおそれがある事実（法令違反事実等）を発見し、企業においては是正されない場合、当局へその旨を通知する等

参考：金融庁ウェブサイト [第9回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年10月30日） P.23

委員からは、事務局案に概ね賛同する意見が示されました。また、業務執行責任者のローテーションについては、サステナビリティ保証業務は新しい業務であり、保証の担い手の一定の実務経験の蓄積の必要性や保証業務実施者の確保の観点から、慎重な判断が必要という意見などが示されました。また、法令違反事実等があった場合の扱いについては、財務諸表監査ではまず監査役等とコミュニケーションを行うこととされていることから、財務諸表監査と同様の監査役等との連携のルールや、会計監査人との連携のルールの導入の検討も必要などといった意見も示されました。

(4) サステナビリティ保証業務実施者に対する検査・監督等

一般的に、自主規制機関があることの利点としては、政府規制に上乗せする基準等の遵守を求めることができること、当局よりも迅速かつ機動的に対処できること、実務を踏まえた専門的な知見を提供できることなどが挙げられる一方、**サステナビリティ情報の開示・保証実務**は、企業による任意の取組が見られるものの、実務が**確立されておらず発展途上**にあるとの考えが事務局から示されました。第9回WGでは、制度導入当初は自主規制機関を設立せず、当面の間は金融庁が検査・監督の主体となることが適当ではないかとの案が事務局から示され、議論がされました。

委員からは、事務局案に概ね賛同する意見が示されました。

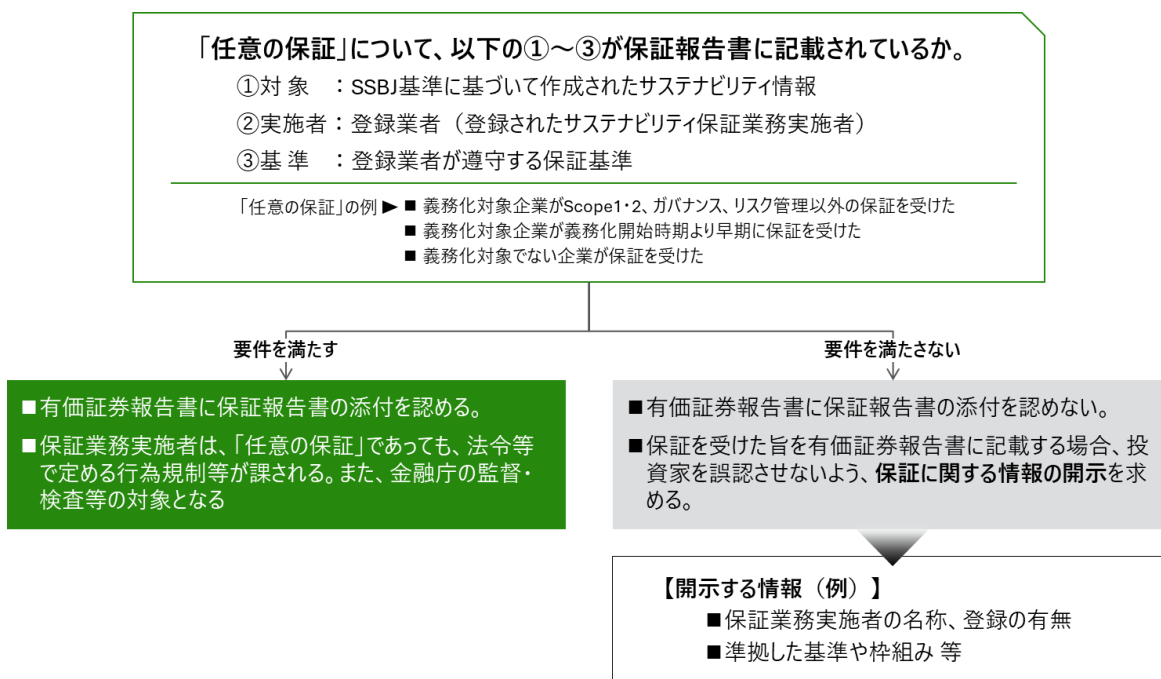
(5) その他の論点（任意の保証等）

「任意の保証」とは、**有価証券報告書における義務的保証の対象でない情報について保証を受けること**（例：義務化対象企業がScope 3の保証を受けること）や、**義務化対象ではない企業が保証を受けることを指すと定義したうえで、企業が自主的に保証を受ける「任意の保証」**は、開示情報の信頼性が高まるとともに投資者保護にも資するため、保証報告書によって積極的に開示されることが望ましいと考えられることが事務局から示されました。

第9回WGでは、「任意の保証」が以下①②③が保証報告書に記載されているという要件（【図表11参照】）の全てを満たす場合、有価証券報告書へ保証報告書を添付できることとしてはどうかとの案が事務局より示され、議論がされました。

また、当該要件を満たさない場合、投資者を誤認させないよう、有価証券報告書へ保証報告書の添付を認めないことが適当ではないかという考え方、あるいは、企業が任意に保証を受けた旨を有価証券報告書に記載する場合、同様に投資家を誤認させないよう、保証に関する情報（例えば、保証業務実施者の名称・登録の有無、準拠した基準や枠組み等）の開示を求めることとしてはどうか（【図表11参照】）、という考え方が事務局から示され、議論がされました。

図表11 任意の保証の整理



参考：金融庁ウェブサイト [第9回WG資料1 事務局説明資料](#)（2025年10月30日） P. 31

委員からは、事務局案に概ね賛同する意見が示されました。また、要件を満たさない場合は、投資者の注意を喚起する文言の追加が必要という意見や、「任意の保証」にはいろいろなパターンがある可能性があり、有価証券報告書には記載すべきではないという意見も示されました。

以上

参 考： [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第9回）議事次第：金融庁](#)

関連記事： [第8回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

[第7回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

[第6回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ・リスク・アドバイザリー・合同会社、デロイト・トーマツ・コンサルティング・合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャル・アドバイザリー・合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツ・グループ・合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナル・グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナル・サービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバル・ネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナル・サービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（DTTL）、そのグローバル・ネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>